

令和6年度水質検査計画

令和6年3月

高崎市水道局

はじめに（水質検査計画について）

高崎市水道局では、現在市内に供給している水道水について、水道法の水質基準に適合し、かつ安全で良質な水であることをご理解いただくための指針として「令和6年度水質検査計画」を策定いたしました。この水質検査計画は単なる「水質検査予定表」ではなく、高崎市の水道の現状を踏まえ、たうえでの「水質管理における年間総合計画」と位置付け、この計画を推進することにより適正かつ公正な水質検査体制が確保されます。以下に具体的な検査計画概要を記しました。

水質検査計画の概要

1. 水質検査計画に関する基本方針
2. 高崎市の水道事業の概要
3. 原水及び水道水の水質状況
4. 水質検査体制
5. 水質検査項目及び水質検査回数
6. 水質検査における採水地点
7. 臨時水質検査
8. 水道水中の放射性物質検査
9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表
10. その他配慮すべき事項

1. 水質検査計画に関する基本方針

- (1) 水質検査の対象は、原則として高崎市の各浄水場から市内の給水栓に供給される水道水及びその原水、並びに群馬県企業局県央第一水道から水道用水として供給される水道水とします。
- (2) 水道法で検査が義務付けられる各水系(浄水場ごとに定めた水道水の系統)の水道水の他に、水源汚染を監視する目的で各水系の原水(原則として浄水場着水井にて採水)の検査も行います。なお群馬県企業局県央第一水道から供給される水道水に関しては原水検査を省略します。
- (3) 採水地点は原則として各水系1箇所(原水・水道水共)とします。
- (4) 検査項目は各水系の水道水に関しては水質基準の全項目を実施します。この他に水質管理目標設定項目やクリプトスポリジウム等、原水の汚染の監視を目的とした検査も実施します。
- (5) 水質汚濁事故等のように水道法の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては直ちに臨時水質検査を実施するとともに、水質異常が終息し末端給水栓の安全性が確保されるまで継続実施します。
- (6) 2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震を端緒として発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、放射性物質が拡散しました。水道水の安全性を確認するため、定期的な検査を実施します。

2. 高崎市の水道事業の概要

(1) 高崎本庁管内

施設名	所在地	給水開始	水源	一日当たり施設能力	浄水処理及び給水方法	備考
若田浄水場	高崎市若田町	昭和39年	烏川表流水(高崎市上里見町地内の神山取水場)	34,620 立方メートル	緩速ろ過方式による浄水処理の後、自然流下で給水	平成15年度より市内の浄水場は集中監視システムにより管理。広域監視センターを若田浄水場に設置
剣崎浄水場	高崎市剣崎町	明治43年	烏川表流水(高崎市上里見町地内の神山取水場)	5,500 立方メートル	緩速ろ過方式による浄水処理の後、自然流下で給水	高崎市で最も古い浄水場
白川浄水場	高崎市箕郷町上芝	昭和49年	利根川表流水(群馬用水榛名幹線から高崎市箕郷町金敷平にて取水)他に県央第一水道から浄水を受水	群馬用水分13,500 立方メートル 県央第一水道受水分15,000 立方メートル	急速ろ過方式による浄水処理の後、自然流下で給水	自己水源の他に県央第一水道から浄水を受け入れ配水池に貯留した後、市内へ給水
乗附浄水場	高崎市八千代町	昭和38年	若田浄水場から浄水を受水	(若田浄水場に統合)	夏場のみ追加塩素消毒	若田水系の配水場としての役割を担う

施設名	所在地	給水開始	水源	一日当たり 施設能力	浄水処理及び 給水方法	備考
正観寺 配水場	高崎市正観寺 町	平成 12年	利根川表流水 (群馬用水榛 名幹線)を水源 とする県央第 一水道から浄 水を受水	正観寺系統 最大受水量 53,900立方 メートル	一時貯留した 浄水に対し塩 素消毒した後、 自然流下で給 水	県央第一水 道から供給 された浄水 を貯水タン クで一時貯 留

(2) 箕郷支所管内

施設名	所在地	給水開始	水源	一日当たり施設能力	浄水処理及び給水方法	備考
矢原浄水場	高崎市箕郷町 矢原	昭和 52年	表流水（室の沢 川・榛名白川）	2,880立方 メートル	急速ろ過（除 鉄・除マンガン）方式による 浄水処理の後、 自然流下で給 水	
生原浄水場	高崎市箕郷町 矢原	昭和 52年	地下水 （深井戸）	550立方 メートル	塩素消毒の後、 自然流下で給 水	
唐松浄水場	高崎市宮沢町	昭和 56年	表流水 （車川）	1,044立方 メートル	急速ろ過方式 による浄水処 理の後、自然流 下で給水	
松原総合配水場	高崎市箕郷町 矢原	昭和 56年	湧水（榛東村 から取水） 県央第一水道 から受水	湧水分 3,456立方 メートル 県央第一水 道受水分 4,340立方 メートル	湧水について は塩素消毒の 後、自然流下で 給水	県央第一水 道受水
松之沢浄水場	高崎市箕郷町 松之沢	平成 14年	地下水 （浅井戸）	514立方 メートル	塩素消毒の後、 自然流下で給 水	
下之原浄水場	高崎市箕郷町 善地	平成 23年	地下水 （深井戸）	680立方 メートル	塩素消毒の後、 自然流下で給 水	

(3) 群馬支所管内

施設名	所在地	給水開始	水源	一日当たり施設能力	浄水処理及び給水方法	備考
足門浄水場	高崎市足門町	昭和46年	上越新幹線榛名トンネル湧水	湧水分 3,600立方メートル 県央第一水道受水分 3,350立方メートル	急速ろ過方式による浄水処理の後、配水塔へポンプ圧送し、自然流下で給水	県央第一水道受水
金古浄水場	高崎市金古町	昭和46年	上越新幹線榛名トンネル湧水	湧水分 6,000立方メートル 県央第一水道受水分 5,250立方メートル	急速ろ過方式による浄水処理の後、配水塔へポンプ圧送し、自然流下で給水	県央第一水道受水

(4) 新町支所管内

施設名	所在地	給水開始	水源	一日当たり施設能力	浄水処理及び給水方法	備考
新町浄水場	高崎市新町	昭和43年	地下水(5本の深井戸より原水採取)	7,180立方メートル	塩素消毒の後、高架水槽へポンプ圧送し、自然流下で給水	

(5) 榛名支所管内

施設名	所在地	給水開始	水源	一日当たり施設能力	浄水処理及び給水方法	備考
上里見浄水場	高崎市上里見町	昭和51年	湧水	4,474立方メートル	塩素消毒の後、自然流下で給水	
間野浄水場	高崎市上里見町	昭和51年	湧水	56立方メートル	塩素消毒の後、ポンプ圧送で給水	
里東配水池	高崎市中里見町	昭和51年	上里見浄水場から浄水を受水 北陸新幹線里見トンネル湧水	(上里見浄水場に統合) 湧水分 480立方メートル	湧水については、急速ろ過方式による浄水処理の後、自然流下で給水	
宮谷戸浄水場	高崎市下室田町	昭和51年	地下水(深井戸)	790立方メートル	塩素消毒の後、自然流下で給水	
下村浄水場	高崎市下室田町	昭和51年	湧水・地下水(深井戸)	1,116立方メートル	塩素消毒の後、自然流下で給水	
一五沢浄水場	高崎市下室田町	昭和51年	湧水	140立方メートル	塩素消毒の後、自然流下で給水	
十文字浄水場	高崎市十文字町	昭和51年	湧水	757立方メートル	塩素消毒の後、自然流下で給水	
小田原浄水場	高崎市宮沢町	昭和51年	湧水	47立方メートル	塩素消毒の後、自然流下で給水	
宮沢浄水場	高崎市宮沢町	昭和51年	地下水(深井戸) 十文字浄水場から浄水を受水	281立方メートル	急速ろ過(除鉄・除マンガン)方式による浄水処理の後、自然流下で給水	

施設名	所在地	給水開始	水源	一日当たり施設能力	浄水処理及び給水方法	備考
白岩浄水場	高崎市白岩町	昭和51年	湧水・地下水(深井戸)	1,273立方メートル	塩素消毒の後、自然流下で給水	
高浜浄水場	高崎市高浜町	昭和51年	湧水・地下水(深井戸)	1,273立方メートル	塩素消毒の後、自然流下で給水	
本郷浄水場	高崎市本郷町	昭和51年	地下水(深井戸)	550立方メートル	塩素消毒の後、自然流下で給水	
神戸浄水場	高崎市神戸町	昭和51年	地下水(深井戸)	予備水源	塩素消毒の後、ポンプ圧送で給水	現在は予備水源として緊急時のみ使用

(6) 吉井支所管内

施設名	所在地	給水開始	水源	一日当たり施設能力	浄水処理及び給水方法	備考
岩崎浄水場	高崎市吉井町岩崎	平成6年	表流水(鎗川)	8,250立方メートル	急速ろ過方式による浄水処理の後、ポンプ圧送で配水池へ送水し、自然流下で給水。	
八束浄水場	高崎市吉井町塩	昭和47年	表流水(南牧川)	8,000立方メートル	急速ろ過方式による浄水処理の後、ポンプ圧送で配水池へ送水し、自然流下で給水。 (一部浄水場から自然流下で直接給水。)	
小梨浄水場	高崎市吉井町東谷	昭和42年	表流水(小梨川)	96立方メートル	急速ろ過方式による浄水処理の後、自然流下で給水。	

3. 原水及び水道水の水質状況

(1) 原水の状況

水源の区分	原水の状況（注意すべき項目等）
表流水	農薬の散布 生活排水 油等の流出事故 降雨等による濁度の上昇及び水質の変化 クリプトスポリジウム、ジアルジア
湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム、ジアルジア
地下水	鉄分、マンガン カルシウム・マグネシウム等(硬度) 蒸発残留物、濁度、色度

(2) 水道水の状況

水道水は水道法の水質基準を満たしていますので、安全で良質な水です。なお、水道局では水質に関する情報公開も行っています。

4. 水質検査体制

それぞれの浄水場水系において、浄水処理を行う上で必要な水質検査を職員及び委託事業者において行っています。

また、水道水の品質を保証するための水道法に基づく定期検査は複雑な検査であるため、すべての検査項目を水道法第20条第3項の登録を受けた者（登録水質検査機関）に委託します。

登録水質検査機関に検査を委託する検査項目

- ・水質基準項目(全51項目)
- ・水質管理目標設定項目(農薬類を含む)
- ・クリプトスポリジウム指標菌検査(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)
- ・クリプトスポリジウム検査(ジアルジアを含む定量試験)
- ・その他、浄水施設の維持管理において必要な項目

5. 水質検査項目及び水質検査回数

(1) 毎日検査項目

毎日検査項目は、水道水が満たさなければならない最も基本的な要件であり、水道法施行規則により、色、濁り、消毒の残留効果について、1日1回以上検査することが定められています。

(2) 水質基準項目

水質基準項目は、(1)の毎日水質検査と同じく水道水が満たさなければならない要件であり、その項目は水質基準に関する省令で定められています。

検査は法令で定められた頻度を基本とし、別表-1のとおり検査機関に委託します。

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、(2)の水質基準項目のように水道水が必ずしも満たさなければならない要件ではありませんが、水質管理上留意すべきものとされている項目で、厚生労働省健康局長通知で定められています。

(4) クリプトスポリジウム及びジアルジア並びにその指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）

クリプトスポリジウム及びジアルジア（以下「クリプトスポリジウム等」という。）は、塩素消毒に耐性を持つ原虫で、汚染された飲料水や食品を経口摂取することにより、下痢や腹痛などの症状を引き起こす耐塩素性病原微生物です。

また、その指標菌の大腸菌及び嫌気性芽胞菌は、水道原水の糞便による汚染のおそれの判断材料として有効です。

検査は、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年厚生労働省策定）に基づき、クリプトスポリジウム等及びその指標菌について実施します。

※検査項目及び検査回数については、別表-1（12～13ページ）を参照して下さい。

6. 水質検査における採水地点

採水地点に関しては、原水・水道水共に浄水場単位で1箇所と定め、原則として原水は各浄水場の着水井、水道水は各浄水場水系の末端給水栓としますが、諸事情の観点からその取り扱いを異にするケースもあり、それを以下に示します。

(1) 地下水を水源とする浄水場では水源の維持管理上、必要に応じ取水井戸全てを対象に採水を行います。

(2) 他の水道事業者や他施設から水道水の供給を受けており、独自の水源や浄水施設を持たない水系については原水・水道水共に検査を省略する場合があります。

(3) 水道水質の維持管理の関係で、水道水の採水場所を浄水場単位ではなく配水場単位で設定する場合があります。

(4) 渇水など緊急非常時のみ稼動する水系については定期の水質検査を省略する場合があります。

※水源ごとの採水地点に関しては、別表-2（14～19ページ）を参照して下さい。

7. 臨時水質検査

水源等で、次のような水質の変化が認められ、水質基準値を超過するおそれがある場合、直ちに水源等からの取水を停止し、臨時水質検査を実施します。

- (1) 原因不明で色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき
- (2) 魚が死んで多数浮上したとき
- (3) 水道水の臭気及び味等に著しい変化が生じたとき

この他、水源上流での水質汚濁事故発生時や市内に供給される水道水の広範囲にわたる汚染など、特に必要であると認められる場合においても実施します。なお、臨時水質検査は水質異常が発生したとき直ちに実施するとともに、水質異常が終息し末端給水栓の安全性が確保されるまで継続実施します。

8. 水道水中の放射性物質検査

水道水の安全性を確認するため、国が示す指標、モニタリング方針等に基づき、定期的な水道水中の放射性物質検査を実施します。

9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は毎年度策定し、その内容は水道局浄水課ホームページに掲載し公表します。そして策定された水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は水道局浄水課ホームページ（水質検査結果）に掲載し公表します。

10. その他配慮すべき事項

(1) 水質検査の精度及び信頼性

常に精度の高い信頼性のある結果を得るために、検査委託先へ検出下限値・定量下限値付近の測定においても精度の高い検査を行わせます。さらに、毎年国及び県で行う精度管理の評価試験にも参加し、信頼性の向上及び技術の向上に努めるよう指導します。

(2) 水質検査結果の評価

水質検査結果は水道法により定められる水質基準値等により評価を行い、その評価は水道水質改善及び今後の水質検査計画の策定に役立てます。

(3) 関係機関との連携

原水及び水道水の水質事故が発生した場合は、高崎市管轄部署及び群馬県管轄機関等と連携し、情報交換を行いながら迅速かつ適切な対応を行います。

水質検査計画に関してのお問合せ先

高崎市水道局浄水課浄水管理担当

〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1

TEL 027-321-1286 FAX 027-326-4027

E-mail s-jousui@city.takasaki.gunma.jp

別表-1
令和6年度水質検査項目及び水質検査回数

I 毎日水質検査項目の検査頻度(各浄水場水系)

No	検査項目	評価	検査回数
1	色	異常でない	1回/日以上
2	濁り	異常でない	1回/日以上
3	消毒の残留効果(遊離残留塩素)	0.1mg/L以上	1回/日以上

II 水質基準項目(数字は年間検査回数)

No	項目	水質基準	各水系浄水未端給	各水系原水	備考
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	12	1	
2	大腸菌	検出されないこと	12	1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	1	
7	ひ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	1	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4	1	
12	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4	1	
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/L以下	4	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	1	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	4	1	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4		消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4		消毒副生成物
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4		消毒副生成物
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4		消毒副生成物
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4		消毒副生成物
26	臭素酸	0.01mg/L以下	4		消毒副生成物
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4		消毒副生成物
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4		消毒副生成物
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4		消毒副生成物
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	4		消毒副生成物
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4		消毒副生成物
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	1	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	1	
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4	1	
38	塩化物イオン	200mg/L以下	12	1	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	4	1	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	4	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4	1	
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	3	1	カビ臭の発生要因
43	2-メチルレインボルネオール	0.0001mg/L以下	3	1	カビ臭の発生要因
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	1	
45	フェノール類	0.005mg/L以下	4	1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	1	
47	pH	5.8以上8.6以下	12	1	
48	味	異常でないこと	12		
49	臭気	異常でないこと	12	1	
50	色度	5度以下	12	1	
51	濁度	2度以下	12	1	
			274	39	

※上表中の水質基準は、浄水についての基準。

Ⅲ 水質管理目標設定項目(数字は年間検査回数)

群馬県水質管理目標設定項目(高崎本庁管内、群馬・吉井地域で実施)

No	項番	項目	目標値	各地域原水 (各1箇所)	各地域浄水 (各1箇所)	備考
1	1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	2	/	
2	2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	2	/	
3	3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	2	/	
4	5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	2	/	
5	8	トルエン	0.4mg/L以下	2	/	
6	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	2	/	
7	10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	/	2	消毒副生成物
8	12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	/	2	消毒副生成物
9	13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	/	2	消毒副生成物
10	14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	/	2	消毒副生成物
11	15	農業類	検出値と目標値の比の和が1以下	2	/	農業類実施項目一覧表参照
12	16	残留塩素	1mg/L以下	/	2	
13	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	/	2	
14	18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	/	2	
15	19	遊離炭酸	20mg/L以下	/	2	
16	20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	2	/	
17	21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	2	/	
18	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	/	2	
19	23	臭気強度(TON)	3以下	/	2	
20	24	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	/	2	
21	25	濁度	1度以下	/	2	
22	26	pH値	7.5程度	/	2	
23	27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	/	2	
24	28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	/	2	
25	29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	2	/	
26	30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	/	2	
27	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の和として、0.00005mg/L以下	2	/	
				22	32	

※上表中の項番は平成15年10月10日健水発第1010001号
[最終改正 令和5年3月24日薬生水発0324第1号]・別添資料中の項番を示すもの。

農業類実施項目一覧表(数字は年間検査回数)

No	項番	項目	目標値 (mg/L)	原水	備考
1	1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	2	
2	3	2,4-D(2,4-PA)	0.02	2	
3	5	MCPA	0.005	2	
4	6	アシュラム	0.9	2	
5	7	アセフェート	0.006	2	
6	8	アトラジン	0.01	2	
7	18	イミノクタジン	0.006	2	
8	21	エトフェンブロックス	0.08	2	
9	23	オキサジクロメホン	0.02	2	
10	27	カフェンストール	0.008	2	
11	31	キノクラミン(ACN)	0.005	2	
12	33	クミルロン	0.03	2	
13	34	グリホサート	2	2	
14	35	グルホシネート	0.02	2	
15	39	クロタロニル(TPN)	0.05	2	
16	43	ジクロベニル(DBN)	0.03	2	
17	47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	2	
18	48	ジチオビル	0.009	2	
19	54	ダイアジノン	0.003	2	
20	56	ダゾメット、メナム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01	2	
21	58	チウラム	0.02	2	
22	59	チオジカルブ	0.08	2	
23	60	チオファネートメチル	0.3	2	
24	64	トリクロビル	0.006	2	
25	75	ピリプチカルブ	0.02	2	
26	77	フィブロニル	0.0005	2	
27	78	フェニトロチオン(MEP)	0.01	2	
28	79	フェンブカルブ(BPMC)	0.03	2	
29	80	フェリムゾン	0.05	2	
30	92	プロピコナゾール	0.05	2	
31	93	プロピザミド	0.05	2	
32	97	ベンシクロン	0.1	2	
33	100	ベンタゾン	0.2	2	
34	101	ベンディメタリン	0.3	2	
35	106	馬拉チオン(マラソン)	0.7	2	
36	107	メコプロップ(MCPP)	0.05	2	
37	109	メタラキシル	0.2	2	
				74	

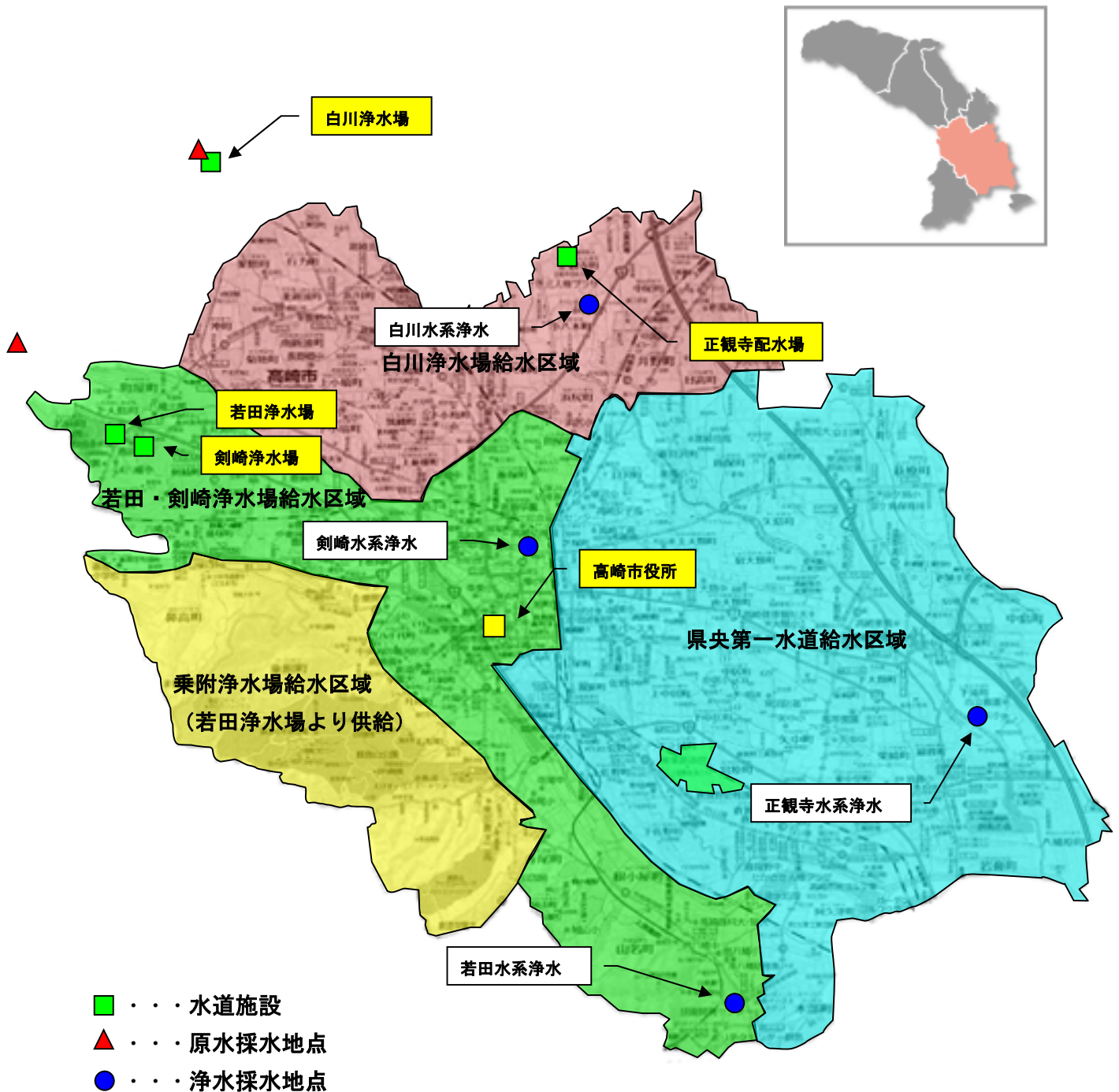
※上表中の項番は農業類全115項目の中で定められた項番である。

Ⅳ クリプトスポリジウム関連検査(数字は年間検査回数)

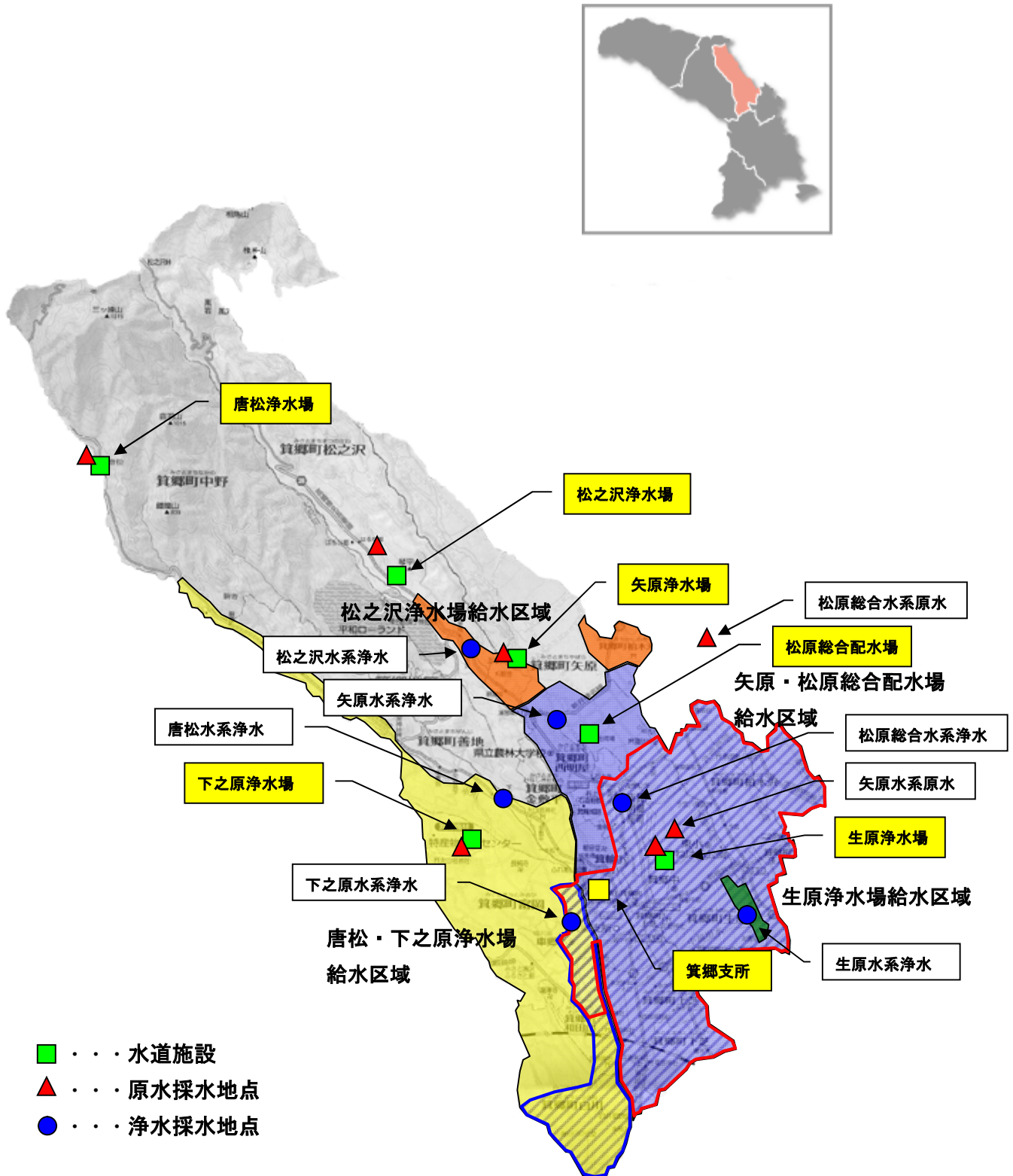
地域名	検査項目	大腸菌	嫌気性芽胞菌	クリプトスポリジウム	ジアルジア	検査水系
本庁管内				12	12	若田・剣崎・白川水系。計2箇所
		4	4	/	/	生原・下之原水系。
箕郷		12	12	/	/	松之沢・松原総合水系。計3箇所
		/	/	12	12	矢原・唐松水系。計3箇所
		/	/	4	4	松原総合水系
群馬		12	12	/	/	金古・足門水系
新町		4	4	/	/	新町水系(第1~第5水源)
榛名		4	4	/	/	下村・宮谷戸・宮沢・高浜・白岩・本郷水系。計9箇所
		12	12	/	/	下村・一五沢・上里見・間野・十文字・小田原・白岩・里東水系。計8箇所
		/	/	4	4	下村・一五沢・十文字・小田原・白岩水系
吉井		/	/	12	12	八東・小梨・岩崎水系

別表－2 採水地点一覧表

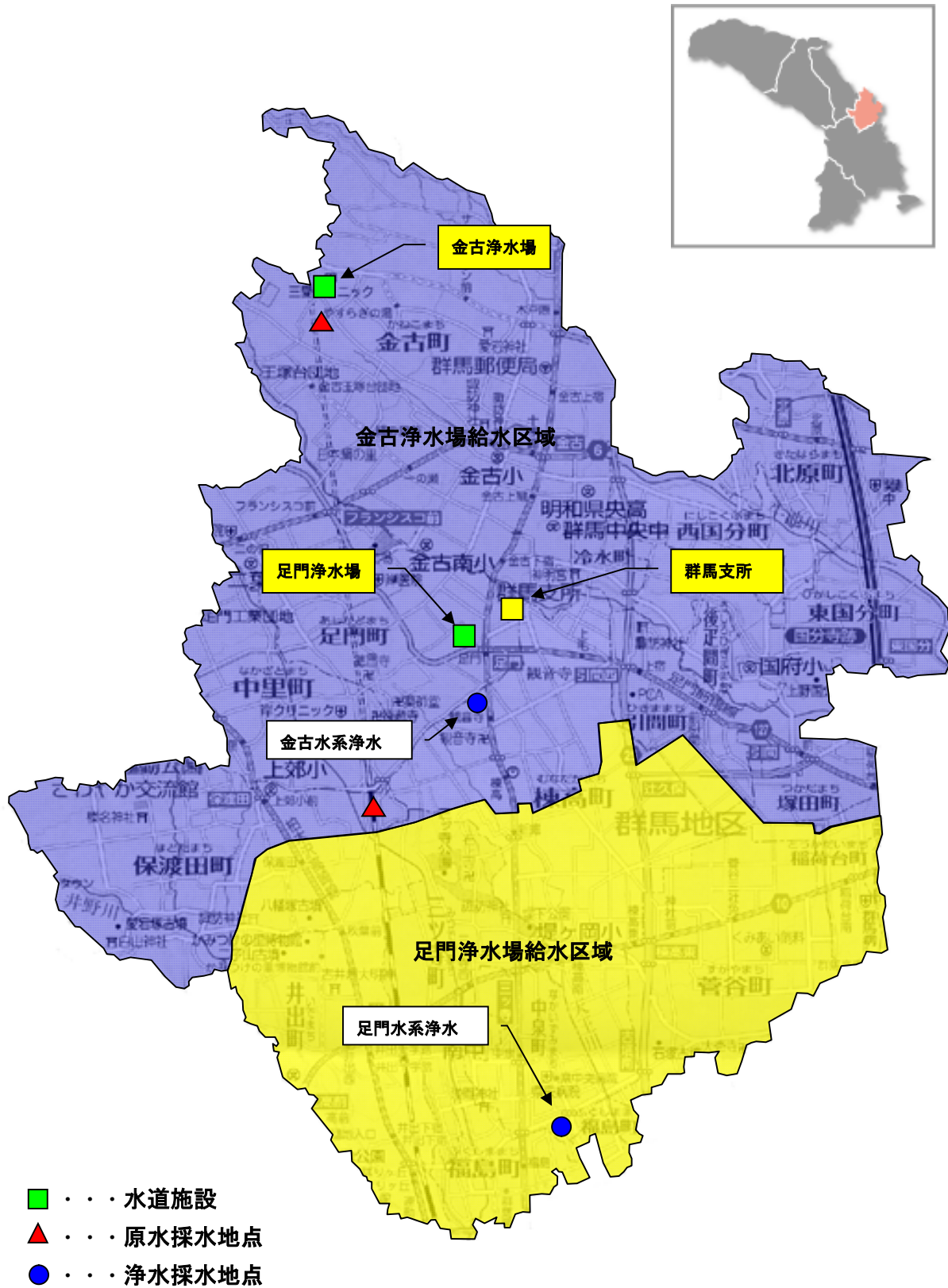
I 高崎本庁管内における採水地点



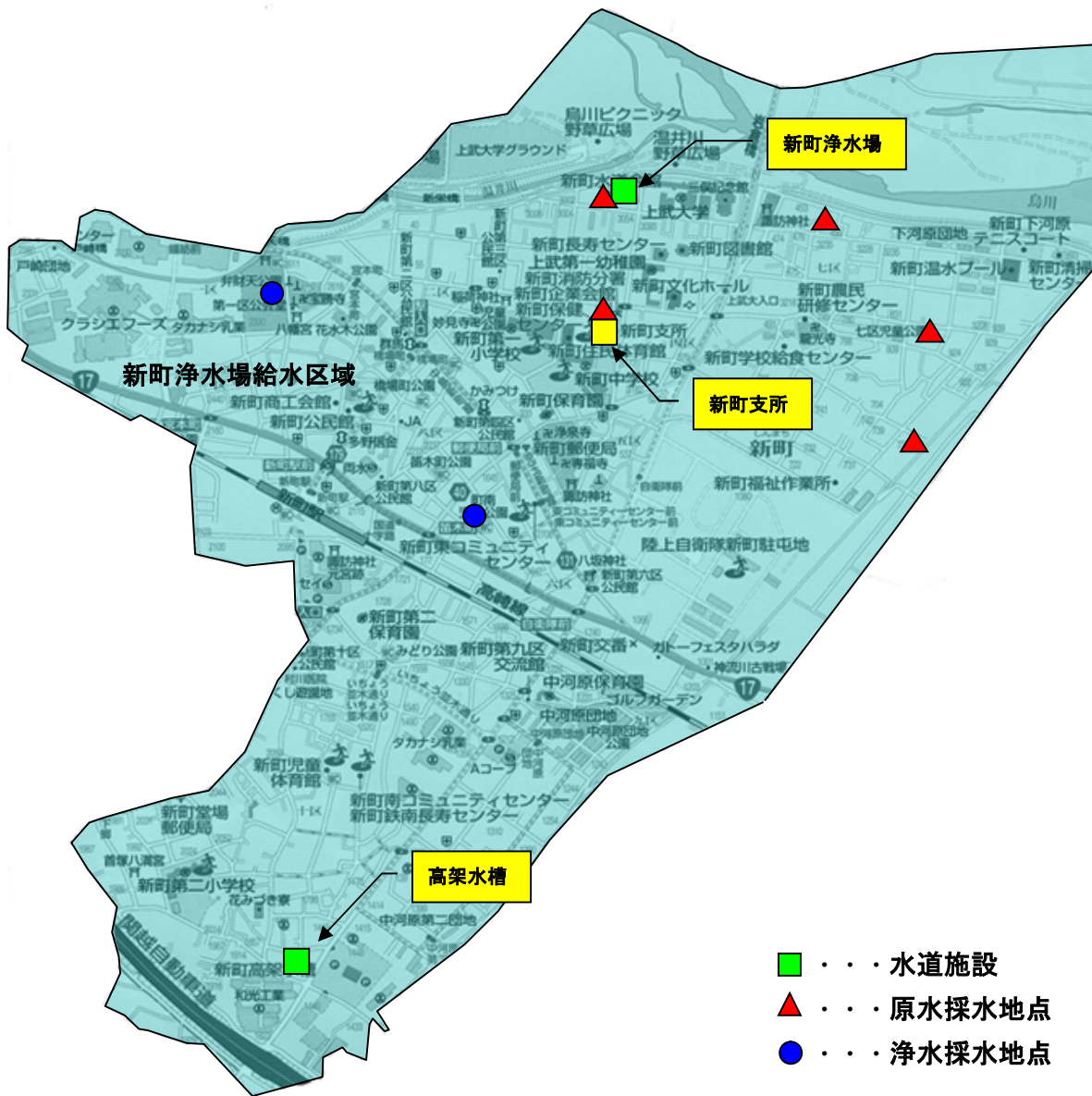
II 箕郷支所管内における採水地点



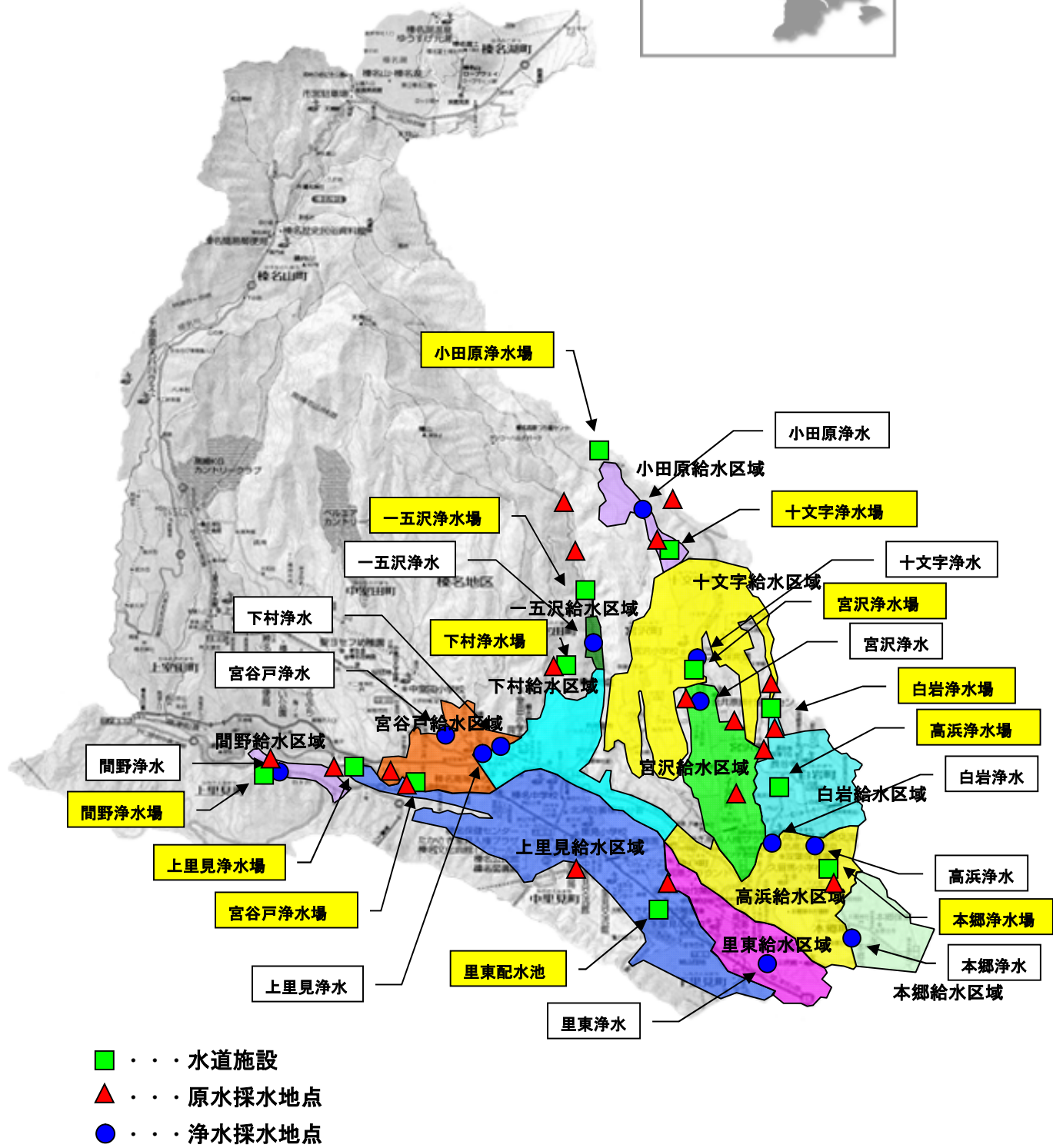
Ⅲ 群馬支所管内における採水地点



IV 新町支所管内における採水地点



V 榛名支所管内における採水地点



VI 吉井支所管内における採水地点

